

平成 31 年度「ちば県民保健予防基金」助成対象事業募集要項

目的

この基金は、千葉県における結核をはじめとする感染症、がんその他生活習慣病等の疾病予防と県民が求める健康の保持増進へ向けた調査研究及び普及啓発活動に対して助成を行い、もって公衆衛生と福祉の向上に寄与することを目的とします。

1. 対象事業(事業区分)

県内で実施する次の事業が対象です。

- (1) 健康づくり・普及啓発活動
- (2) 予防医学に関する調査研究
- (3) 保健予防に関する会議開催等

2. 応募者

(1) 応募できる者(以下「申請者」という。)は、上記 1. 対象事業を実施する個人・団体・グループです。

- ① 県内在住又は在勤の個人
- ② 千葉県内を活動拠点とする法人格を有する団体(当該団体の代表者名で申請)
 - イ 自治体
 - ロ 保健・医療・福祉に関わる職能団体
 - ハ 県内にある非営利団体で、理事長が適当と認めるもの
- ③ 千葉県内を活動拠点とするグループ(当該グループの代表者名で申請)
構成員 5 名以上の法人格を有さない任意団体(グループ)で、理事長が適当と認めるもの

3. 助成金額・件数

(1) 助成金額は、1 件 50 万円を上限とし、本年度に予定している総事業費の 2/3 以内です。

※例) 総事業費が 60 万円の場合は、その 2/3 に当たる 40 万円が上限です。

総事業費が 90 万円の場合は、2/3 は 60 万円ですが、1 件当たりの助成金額の上限である 50 万円が上限になります。

(2) 助成件数は 10 件程度とし、助成金の総額は 300 万円以内です。

4. 事業実施期間

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日(1年間)

5. 助成対象経費

助成対象経費は、申請事業を実施するため直接に要する経費及び事業の一部を他の機関に委託して行うための経費のうち、理事長が認めた経費です。

申請者の所属機関の間接経費に充てることはできません。

6. 助成対象者の責務

- (1) 助成対象者は当財団と覚書を交わし、それに基づいて事業を実施します。
- (2) 助成の対象となった事業の終了後 2 か月以内又は平成 32 年 5 月 31 日のいずれか早い日までに所定の実績報告書及び当財団で発行する「調査研究ジャーナル」掲載用の報告書を提出していただきます。実績報告書、調査研究ジャーナル掲載用報告書の提出がない場合、助成金は返還となります。
- (3) 対象事業(事業区分)のうち、「調査研究」で助成金の交付を受けた者は、研究成果を公表しなければなりません。
- (4) 助成の対象となった事業について、以下①～③を行う場合は、必ず「ちば県民保健予防基金事業助成による」旨を明記(付記)し、明記のわかる刊行物、印刷物、写真等を実績報告書に添付し、提出してください。
 - ①研究成果の公表および学会誌等刊行物への掲載
 - ②冊子、パンフレット、ポスター、ちらし等印刷物の作成
 - ③催物での看板等

[明記例]

日本語表記

- ・「ちば県民保健予防基金事業助成による。」
- ・「この活動(事業)は、ちば県民保健予防基金事業助成金を受けて実施しています。」

英語表記

- ・「Grants from Chiba Foundation for Health Promotion & Disease Prevention」

- (5) 助成の対象となった事業が、新聞・雑誌等刊行物又は自身の団体の広報誌等に掲載された場合はその写しを実績報告書に添付し、提出してください。
- (6) 助成金にかかる経理について、その収支の事実を明確にした書類を整理し、助成金交付年度終了後 5 年間保存してください。

7. 応募方法

(1) 応募方法

当財団ホームページ(<http://www.kenko-chiba.or.jp/cyousa/kikin.html>)より募集要項及び申請書(Excel ファイル)をダウンロードし、所定の書式に従って下記ア～ウを作成してください。

申請においては、**ア～ウを各 2 部ずつ出力したものと同内容のデジタルデータ(Excel ファイル)**を提出してください。(デジタルデータは CD-R 等に保存して提出するか、下記メールアドレスまでメールにて送付してください。)

【提出書類一覧】

- ア. 申請書(必須)
- イ. 事業計画書(必須)
- ウ. 事業収支内訳書(必須)
- エ. 実績などの資料(提出自由:3点以内)

(2) 受付期間及び提出先

2018年11月1日(木)～2019年1月18日(金) (当日消印有効、メールは当日必着)

〒261-0002 千葉市美浜区新港 32 番地 14

公益財団法人ちば県民保健予防財団 調査研究部企画広報課

封筒には必ず『「**ちば県民保健予防基金助成対象事業申請書**」**在中**』と明記し、郵送により提出してください。

8. 助成対象事業の決定

当基金事業助成審査会にて審査・決定し、その結果を3月下旬頃に申請者全員に書面で通知します。併せて当財団ホームページ等での公表を予定しています。

9. 助成金の交付

- (1) 交付金の決定通知を受けた申請者は、指定する期間内に助成金交付にかかる手続きを行っていただきます。
- (2) 平成31年4月に交付式を行います。

10. その他留意事項

- (1) 各個人、団体、グループからの申請は1件までとし、助成を申請する事業は他の助成金等の交付を受けていないものとします。また、応募が多数の場合は、初めての方を優先に選考をさせていただきます。
- (2) 申請した活動が行われなかった場合や募集要項に違反した場合、助成金は返還となります。
- (3) 交付決定の後、活動を変更するときは、理事長の承認を受けなければなりません。
- (4) 助成の対象となった活動が予定期間内に完了しないとき、または、その遂行が困難になったときは、すみやかに報告し、理事長の指示を受けなければなりません。
- (5) 当基金事業助成金交付における申請、計画、収支内訳、報告及び収支決算等については、公開を原則とします。なお、取得した個人情報等については、当基金事業助成金交付の目的にのみ利用し、当財団の「個人情報保護に関する取組」に基づき管理します。
- (6) 応募書類は事情の如何にかかわらず返却はいたしません。
- (7) 助成金は覚書に基づき、申請者(代表者口座)へ交付します。
- (8) 倫理審査が必要な研究については、覚書締結時まで承認を受けてください。
- (9) 申請金額の3分の1を超える旅費については、対象外となります。

11. 問い合わせ先

〒261-0002 千葉市美浜区新港 32 番地 14

公益財団法人ちば県民保健予防財団 調査研究部企画広報課 担当:鈴木

TEL:043-246-8606 / FAX:043-246-8640

E-mail: y-suzuki@kenko-chiba.or.jp